

「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」

公募型プロポーザル方式による事業者選定

公募要領

令和7年9月

大阪府総務部人事課

「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」
公募型プロポーザル方式による事業者選定
公募要領

1 目的

▶ 背景

社会経済情勢や職員を取り巻く状況が変化する中、複雑・多様化する府民ニーズに的確に対応するためには、全ての職員が働きがいを感じながら能力を最大限に発揮することで、組織全体の生産性を向上させ、パフォーマンスを最大化していく必要があります。そのため、大阪府では、令和6年3月に「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」を策定し、『人材育成』を重要な柱のひとつとして位置づけ、職員研修や異動昇任、人事評価制度など多角的な観点から職員の育成手法の充実・強化に向けた取組を行っています。

▶ 大阪府における職員研修

大阪府では、大阪府職員基本条例（以下「条例」という。）において、採用から退職に至る公務員制度の基本的事項を定めています。

そのうち、条例第11条、12条では、職員研修の実施にあたっての基本的な事項として、キャリア形成の支援について次のように規定しています。

- ・職員の自発的なキャリア形成（職務を通じた資質及び能力の向上）を促進するため、任用との連携を考慮しながら研修を行うとともに、職員の自己啓発への支援を行うものとする
- ・研修の実施にあたっては、業務を通じて行う職場研修（OJT）及び職場外での研修（Off-JT）を適切に連携させるものとする
- ・職員も主体的に自らのキャリア形成のため自己啓発に努めるものとする

これらの規定に基づき、大阪府では、条例がめざす政策の立案に関する優れた能力を有し、自律性を備えた職員の育成、意欲と誇りにあふれる職員が府民のために全力を尽くすことができる組織の実現のため、職員の自発的なキャリア形成を促進する研修を実施しています。

今後の職員研修の実施にあたっては、これまでの職員研修の実績を活かしつつ、より自律性を備えた職員の育成に向け、現在大阪府を取り巻く環境や職員ニーズをふまえた研修内容の充実が求められています。

以上のことから、引き続き、民間事業者の有する人材育成に関する知識及び経験を有効活用することで、より効果的かつ効率的な職員研修の実施等をめざし、令和8年度以降の「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」について、公募により受託事業者を募集します。

2 業務の概要

(1) 業務名 大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務

(2) 業務委託期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和13年3月31日（月曜日）まで

※令和8年1月頃の契約締結を予定しています。契約締結後から業務委託期間の始期までの間（概ね2カ月程度）は、公募書類2「委託仕様書」に記載の委託準備業務を実施していただきます。

(3) 業務の内容

公募書類2「委託仕様書」のとおり

(4) 実施場所

大阪府職員研修センター

（大阪市住之江区南港北1丁目14-16 咲洲庁舎31、32階）ほか

※業務運営場所については、大手前庁舎（大阪府中央区大手前2丁目）等に変更となる場合があります。その際、受託事業者の準備品に係る移転費用は受託事業者が負担するものとし、予定外の費用が生じる場合は、大阪府と受託事業者双方協議の上、決定するものとします。

(5) 委託上限金額等

ア 委託上限金額

委託金額の上限は、606,190,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。ただし、上記の委託金額の上限は、2(2)の業務委託期間における上限額とし、その各年度における上限額は下記のとおりです。

| 年度 | 上限額 |
|--------|--------------|
| 令和7年度 | 0円 |
| 令和8年度 | 121,238,000円 |
| 令和9年度 | 121,238,000円 |
| 令和10年度 | 121,238,000円 |
| 令和11年度 | 121,238,000円 |
| 令和12年度 | 121,238,000円 |
| 合計 | 606,190,000円 |

イ 条件

委託金額は、研修の実績等サービスの水準に連動させた研修実施経費を含むものとし、委託金額に反映する事業評価の手法を含めて応募提案していただきます。詳細は、公募書類2「委託仕様書」をご覧ください。

ウ 留意事項

※公募書類2「委託仕様書」に記載の応募金額提案書には、2(4)の実施場所のうち受託事業者占有部分の年間スペース使用料（光熱水費含む。38.5㎡の場合、約1,242千円程度（消費税及び地方消費税を含む。））を含んで、記載してください

(委託準備業務期間中の使用料も含んで記載してください)。

※年間スペース使用料の金額は一定条件のもとで算出したものであり、執務室の変更、フロアレイアウトの変更、使用料算定の根拠である建物価格等の変動や電気・上下水道の使用料等の変動などにより、実際に負担するときの金額と異なる場合があります。

※本業務を受託した場合、業務のための印刷機や業務を遂行する要員用のパソコン、大阪府の庁内ウェブページへアクセスするための専用パソコンについて、受託事業者においてご用意いただくことになります。詳細は、公募書類2「委託仕様書」をご覧ください。

3 事業者選定及び主な事業スケジュール

| 年 | 月 日 | 内 容 |
|-------|-------------------|-----------------------|
| 令和7年 | 9月1日 | 公募開始 |
| | 9月8日 | 説明会開催 |
| | 9月12日 | 質問受付期間終了 |
| | 10月10日～ 10月17日 | 企画提案書類受付期間 |
| | 12月中旬 | 選定委員会 ※プレゼンテーション審査 |
| | 12月下旬 | 選定結果の通知、最終選定結果の公表 |
| 令和8年 | 1月下旬 | 契約締結、事務引継ぎ・試行運用等開始 |
| | 4月1日 | 委託業務開始 |
| 令和13年 | 3月31日 | 委託業務終了 |

4 応募資格

本業務の提案に参加できる事業者は、次の各号に定める要件をすべて満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

なお、共同企業体で参加する場合は、構成するすべての法人が次の(1)から(8)までのいずれにも該当することが必要です。

(1) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1

- 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約(大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

5 応募手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりです。

「4 応募資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び提出書類の受付

ア 配布期間

令和7年9月1日(月曜日)から同年10月17日(金曜日)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府総務部人事課人事グループ

住 所：大阪府中央区大手前2丁目(大阪府庁本館3階)

電話番号：06-6941-0351(内線2142)

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府総務部人事課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/itaku/r7bosyu.html>) からダウンロードできます（郵送による配布は行いません）。

エ 受付期間

令和7年10月10日（金曜日）から同年10月17日（金曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

必要書類の全てがそろっていないものや記載内容に不備があって補正することができないものは受理することができませんので、ご注意ください。

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください（郵送による提出は認めません）。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて、応募提案しようとする事業者（以下「提案事業者」という。）の負担とします。

(2) 提出書類

提案公募の応募にあたっては、公募書類2「委託仕様書」及び様式集をご覧の上、次の書類を提出してください。

ア 応募書類

- (i) 応募申込書 【様式1：原本1部、コピー7部】
- (ii) 企画提案書 【様式2～8：原本1部、コピー7部】
- (iii) 応募金額提案書【様式9：原本1部、コピー7部】
- (iv) 事業実績申告書【様式10：原本1部、コピー7部】
- (v) 誓約書（応募資格関係）【様式11：原本1部】

※共同企業体での応募の場合は上記の書類に加え、次の書類も提出してください。

- a 共同企業体届出書【様式12：原本1部】
- b 共同企業体協定書の写し【様式13：1部】
- c 委任状 【様式14：原本1部】
- d 使用印鑑届 【様式15：原本1部】

イ 添付書類

- (i) 定款又は寄付行為の写し【1部】
 - ・原本証明をしてください。
- (ii) 法人登記簿謄本（全部事項証明書）【原本1部】
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- (iii) 納税証明書（未納がないことの証明）【原本各1部】
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
ただし、大阪府内に事業所がない提案事業者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

- (iv) 財務諸表の写し（直近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分）
- ・①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表、(⑤キャッシュ・フロー計算書)。連結決算を実施している場合は、連結決算書についても提出してください。
 - ・1部は原本に添付し、残り7部は提案事業者が推定できるような記述を除いたうえでコピーに添付してください。
- ※創業後3年未満の事業者など直近3カ年分（半期決算の場合は6期分）の財務諸表がない場合は、創業から直近の事業年度までの財務諸表を提出すること。
- (v) 事業報告書（ディスクロージャー等）【1部】
- (vi) 「行政の福祉化」に関する報告書【様式16：原本1部】
- (vii) 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書【様式17：原本1部】
- ・常時雇用労働者数が40人以上の事業主は、障がい者雇用率の達成・未達成に関わらず提出してください。
- (viii) 公共職業安定所に提出している障がい者雇用状況報告書の写し【1部】
- ・「障がい者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障がい者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・令和7年6月1日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)
- (ix) 障がい者雇用状況報告書【様式18：原本1部】
- ・常時雇用労働者数が40人未満の事業主
- (x) 会社案内等法人の内容を記載した冊子（作成している場合）【1部】
- ※共同企業体での応募の場合は、構成するすべての法人について添付書類を提出してください。

ウ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、提出書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

エ 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

オ その他

- (i) 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含みます）。
- (ii) 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。
- (iii) 応募書類の提出に際しては、原本1部、コピー7部をそれぞれ1部ずつA4ファイルに綴って提出してください。添付書類については、原本とセットにし

て提出してください（ただし、財務諸表の写しは、原本、コピーそれぞれに添付）。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

- (iv) 原本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。なお、提案事業者名の表記は原本のみとし、コピーには記載しないでください。

＜記入例＞「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」提案書
株式会社〇〇（法人名は原本のみ記載）

- (v) コピーは選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる記載内容やロゴ、担当者名等の個人情報に記載されている場合は、すべてのコピー（7部）の当該箇所を黒塗りして提出してください。

- (vi) 書類提出後の差替えは認めません（大阪府が補正を求める場合を除きます）。

- (vii) 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件への参加資格を失うものとし、

6 説明会

応募しようとする事業者は説明会に参加してください。

- (1) 開催日時

令和7年9月8日（月曜日）午後3時30分から（1時間30分程度）

終了時刻は、進行状況により前後する可能性があります。

- (2) 開催場所

大阪府咲洲庁舎 32階 大阪府職員研修センター 研修室5

大阪市住之江区南港北1丁目14-16

来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

（有料の駐車場はあります。）

- (3) 申込方法

「事業者向け説明会参加申込書」に事業者名、連絡責任者の役職・氏名、連絡先、参加者の役職・氏名等を記入の上、電子メールでお申し込みください。口頭又は電話による申込は受け付けません。複数名の出席も可能ですが、1事業者につき2名以内をお願いします。

電子メールアドレス：jinji-g14@gbox.pref.osaka.lg.jp

※「件名」の始めに「【説明会申込】」と明記してください。

- (4) 説明会への申込期限

令和7年9月5日（金曜日）午後3時まで

- (5) その他

説明会の開催日時・場所を変更する場合があります。その場合、変更後の開催日時・場所は、説明会への申込を行った事業者に対して、個別にお知らせします。

7 質問の受付

(1) 質問方法

6(3)の電子メールで受付します。

「質問票」【様式 19】に記載の上、お送りください。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

質問への回答は大阪府総務部人事課ホームページに随時掲示し、個別には回答しません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

※「件名」の始めに「【質問】」と明記してください。

※大阪府総務部人事課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/itaku/r7bosyu.html>

(2) 質問受付期限

令和7年9月12日(金曜日)午後5時まで

8 審査・選定方法等

(1) 審査方針・評価基準

事業者選定の審査は、外部委員で構成する選定委員会が行います。

審査にあたっては、公募書類3「評価基準」に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。最高点の者が複数者いる場合は、価格点合計が最も高い者を最優秀提案事業者とします。

最優秀提案事業者は、特別の理由のないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査(選定)方法

ア 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーションは、大阪府に提出した企画提案書類のみを用いて行っていただきます。追加資料やパワーポイント等の機材は使用できませんので、ご了承ください。

イ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、以下のいずれかに該当する場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(i) 1,000点満点中500点に満たない場合

(ii) 公募書類3「評価基準」に記載の評価項目のうち「1 基本事項」、「2 前提条件等」、「3 業務実施」及び「4 サービス水準」の評価点のいずれかが配点の4割に満たない場合

※「3 業務実施」においては、「(2) 委託業務(ア)」の各評価項目のいずれかが配点の4割に満たない場合も同様とします。

(3) 選定結果の通知

ア 選定結果については、採否にかかわらず全ての提案事業者に選定後速やかに通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府総務部人事課ホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/itaku/r7bosyu.html>) において公表します。なお、提案事業者が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

- (i) 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点（総合評価点、うち品質点（公募書類3「評価基準」に記載の評価項目1～6の合計点）及び価格点（評価項目7の評価点）と応募金額）
- (ii) 全提案事業者の名称 ※ 申込順
- (iii) 全提案事業者の評価点 ※ 評価点順（内容は（i）に同じ）
- (iv) 最優秀提案事業者の選定理由 ※ 講評ポイント
- (v) 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- (vi) その他
最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

9 失格事由

提案事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格（審査の対象からの除外）とするとともに、(3)から(7)までのいずれかに該当する場合は、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- (1) 応募受付日から委託契約締結日までの間に「4 応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- (2) 応募金額が2(5)アの委託金額の上限を上回っている場合
- (3) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (4) 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (6) 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に決定された者と大阪府との間で協議を行い、合意に達した場合に限り、契約を締結します。
- (2) 契約の締結にあたり、仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は仕様書と提案内容に齟齬が生じた場合については、大阪府と詳細を協議のうえ、契約内容を決定します。この際、改めて大阪府から提案内容の説明を求めることがあります。また、協議結果によっては、契約内容及び仕様、契約金額に変更が生じる場合があります。
- (3) 契約交渉の相手方と大阪府の間で合意に達しないときは、大阪府は次点者と契約内容及び仕様について詳細を協議し、合意に達したときは、委託契約を締結することができるものとします。

契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日まで

- の間に上記9に該当したときも、同様とします。また、上記9(4)により大阪府が損害をこうむった場合は、賠償を請求することがあります。
- (4) 公募書類2「委託仕様書」及び契約交渉の相手方の提出書類のうち大阪府と契約交渉の相手方とで合意に達した内容を契約締結時に契約書に添付することとします。
- (5) 契約金額の支払いについては、会計年度の四半期毎に実績を確認の上、支払い、年度末に精算払いとします。
- (6) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書【様式20】を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (8) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (9) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によります。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額によります。
- ウ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額によります。
- エ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額によります。
- オ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によります。
- カ 銀行又は大阪府が确实と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額によります。
- (10) (9)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又

は一部の納付を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければなりません。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

1.1 その他

- (1) 事業の一部又は全部を、他の法人等に再委託することはできません。ただし、あらかじめ書面により大阪府の承認を得た場合は、この限りではありません。
- (2) 委託業務の適切な履行の確認、サービスの質の維持、向上の観点から効果検証を実施するため、業務委託期間中に、大阪府が求める資料、情報を提出しなければならないものとします。
- (3) 応募提案の内容は非公開とします。
- (4) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、本公募要領、公募書類2「委託仕様書」等を熟読し遵守してください。